

【資料2】

デジタルマーケティングに係るアドバイザー業務委託仕様書

1 業務の目的

秋田県（以下「県」という。）は、令和7年度よりマーケティング戦略室を設置し、庁内全体にマーケティング思考を浸透させ、施策の精度を高めているところである。中でも、情報発信の分野は多くの施策に関係しており、非常に重要であるため、マーケティング戦略の効果を最大化するためには、デジタルマーケティング全般において強化・精度向上が必要である。本業務は、県が運用するSNS及びウェブサイト等のデジタルメディアについて、当該メディアを所管する部署とともに、専門的知見に基づき現状分析を行い、ターゲットに対する訴求力を最大化する効果的な情報発信に向けた運用改善及びアドバイス業務を行う。

2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) SNSに係るアドバイザー

県が運用している又は運用を検討しているSNSにおいて、次のことについて各部署からの相談に応じ、助言・提案を行うこと。なお、提案において資料等が必要な場合は適宜作成すること。

ア 戦略

課題やターゲット等の設定・分析、方向性の整理、運用に係るKPI設定が適切であるかの確認及びその設定への助言をすること。

イ 運用

各SNSサービスの最新情報やアルゴリズムに基づき、投稿に関するデザイン、構成、頻度、タイミングやキャンペーン及びリスクマネジメント等に対し、幅広く助言・提案をすること。

ウ 分析・検証

- ・相談を行う各部署とともに目標達成に向けた進捗を管理し、分析結果に基づく運用の見直し等について提案を行うこと。
- ・分析において、各部署の担当者で内製化できるよう、手法について指南すること。
- ・県の各部署が行うSNS広告に関する個別の委託事業において、受託事業者による運用状況について、運用の最適化につながる助言・提案を県及び受託事業者へすること。

(2) ウェブサイトに係るアドバイザー

県が運用している又は運用を検討しているウェブサイトにおいて、次のことについて各部署からの相談に応じ、助言・提案を行うこと。なお、提案において資料等が必要な場合は適宜作成すること。

ア 戦略

課題やターゲット等の設定や分析、目的・方向性の整理、運用に係るKPI設定が適切であるかの確認及びその設定への助言をすること。

イ 運用

3 (2) アに基づき、デザインや構成、UI・UX・SEO・AI検索への対応、最新の情報セキュリティ等に関する助言・提案をすること。

ウ 分析・検証

- ・相談を行う各部署とともに目標達成に向けた進捗を管理し、Google Analytics等のツールも活用した分析結果に基づく運用の見直し等について提案を行うこと。
- ・分析において、各部署の担当で内製化できるよう、Google Analytics等のツールも活用した手法について指南すること。
- ・県の各部署が行うウェブ広告に関する個別の委託事業において、受託事業者による運用状況について、運用の最適化につながる助言・提案を県及び受託事業者へすること。

(3) デジタルマーケティングに係るアドバイザー

(1) 及び(2)に係るアドバイザー業務を行う場合は、それぞれ単体での改善を図るだけでなく、その分野におけるデジタルマーケティング全体としての文脈の中で捉え、一気通貫での戦略立案を行うこと。なお、デジタルマーケティングとして、SNS及びウェブサイト以外にも、メルマガ等ダイレクトなコミュニケーションとなるツール、SEOやAI検索への対応やマップ検索等の対策といったあらゆるデジタル接点を通じた顧客との最適なタイミングでのコミュニケーションを意識すること。

(4) 相談会の開催

- ・SNSやウェブサイトを運用している又は運用を検討している庁内の部署を対象とした、マーケティング手法活用に関する相談会において、助言を行うこと。
- ・相談の庁内募集や運営は県が行い、オンライン形式での開催を基本とするが、受託者より対面開催による提案については排除しない。なお、対面による場合の旅費は委託費より捻出すること。
- ・開催頻度は月1回、時間は1時間程度を基本とするが、庁内の需要に応じて協議することとする。

(5) 成果目標

- ア デジタルマーケティングにおける戦略から効果検証まで一貫通貫で伴走する分野を3以上、県と協議の上決定し、その他の分野については適宜対応すること。
なお、観光や移住といった県の重点分野に関するキャンペーンについては、その成功に向けたデジタルマーケティングを活用したプロモーション等に対して委託事業者と県との間に入ったディレクションを求める場合がある。
- イ 「相談に応じた部署において設定するデジタルマーケティングに関する目標値」の10分野以上での達成に寄与すること。
- ウ 設定した目標値を達成した場合においても、アドバイザーを継続し、効果の最大化に努めること。

(6) その他

- ・各部署における委託事業において、担当者と事業者が知識の差等から対等な立場で議論できていないというボトルネックを解消するため、両者のミーティングに参加し、専門的知見から意見することを求める場合がある。
- ・県はSNS運用に関する全庁的なガイドライン作成を想定しているため、その作成について助言・提案を行うこと。
- ・その他、県のデジタルマーケティング推進に効果的な提案がある場合、独自提案として提案内容に含めても構わない。

4 業務実施体制

- ・本業務実施に当たっては、いずれもデジタルマーケティングに係る専門知識及び豊富な支援経験を有する業務実施責任者1名及び業務実施担当者2名以上をアドバイザーとして配置すること。なお、業務実施担当者はSNSとウェブサイトそれぞれに精通した者を1名ずつ以上とするとともに、当該担当者の決定・変更に当たっては、県と協議するものとする。
- ・必要に応じて、県が任命するマーケティング戦略アドバイザーと連携して助言・提案を行うこと。
- ・各部署と受託者のアドバイザーに関する調整は、県マーケティング戦略室が行う。
- ・オンラインでのアドバイザーの時間は各3時間程度での週2回程度を目安とする。
- ・対面でのアドバイザーは、秋田県庁での実施を基本とし、6時間程度での月1回を時間の目安とする。
- ・アドバイザーに要する時間は目安であり、3(5)の成果目標を達成するために適切なアドバイザー時間、頻度を県と協議の上、設定することとする。なお、目安の時間は連続して捻出することを求めないとともに、委託期間内での月を跨いだ調整も可とする。加えて、オンラインでのアドバイザーの時間には3(4)に要する時間及び資料の作成等に要する時間を含むことを可とする。

- ・県マーケティング戦略室とオンラインによる定例ミーティングの機会を月1回（1時間程度）とるとともに、電話、メール、オンライン等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。

5 経費

本業務の実施に要する一切の経費は委託料に含むものとし、企画提案の内容を満たさない場合は委託料を減額することがある。

6 提出物

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書、その他県が指示する資料等を提出すること。なお、実績報告書には次年度以降への提言として、県の情報発信の効果を最大化するデジタルマーケティングに関する方向性について記載すること。

7 その他留意事項

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 業務全体の企画及び準備、運営等当該事業の実施に必要なスタッフを確保すること。
- (4) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、予め県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (5) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (6) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。県は受託者の承諾無しに加工及び二次使用できるものとする。
- (7) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。